

## 平成 30 年 6 月の市民の声（全 5 通のうち 3 通）

市民の声の内容と、そのお返事の一部を紹介します。

### ◇学校に関する諸経費について

#### 【ご意見・ご提案など】

給食で必要なエプロンやクロカン授業で必要なスキー、ある学校は学校で準備し、ある学校は個人で用意するということがありますが、市内の学校で差が生じているのはどうしてでしょうか。

（平成 30 年 6 月 23 日）

#### 【お返事】

給食のエプロンやクロスカントリースキーに限らず、体操服や運動靴、習字の筆や絵の具まで、学校で使用するための道具には各ご家庭で準備していただくものがたくさんあります。副読本や特殊な道具は学級費などで購入しますが、それも保護者から集金させていただいております。

ほとんどの学校では、予算を工夫したり後援会の協力を得るなどして、こうした道具の一部を学校で用意しています。これまでの P T A 活動や後援会活動の違いにより、どんな道具が備わっているかは学校によって異なります。

全ての物品を公費で賄うのは理想ですが、予算には限りがあります。お子さんが通う学校にあるものが、他の学校にはないこともあります。ご指摘のような違いがないことが理想ですが、現在のところは、これまでの学校運営により各学校の特色が生じているとお考えいただけませんかでしょうか。

ご家庭の負担が過大にならないように配慮しながら、教育基本計画にある「南魚沼市らしい教育、南魚沼市だけしかできない教育」を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

(担当：学校教育課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇六日町駅利用の改善について

### 【ご意見・ご提案など】

六日町駅から仕事に行く為に電車を利用しているのですが、六日町駅の連絡通路(改札を出てすぐの通路)でスケートボードを乗り回している人がいます。

騒音が響いてぶつかりそうになった事も過去にありました。

スケートボードを乗り回している人たちは、電車から降りてくる人を全く気にする事なく、音楽を流したりし点字ブロックの上までも何も気にする事なく通過しています。あまりにもマナーが酷く恐怖を感じています。

市内で目が不自由な方を見かける事があるので、もしそのように障がいを持ち点字ブロックを必要とする人が、あの通路を歩くと考えたり、ご年配の方も利用している場所でもあるので、もしぶつかりでもして大事な事故になり兼ねないと思うととても怖く思います。

なるべく早く、現場や現場周辺の対策をお願い致します。

(平成 30 年 6 月 25 日)

### 【お返事】

このたびは、ご迷惑とご心配をおかけして申し訳ありませんでした。

ご意見をいただきました六日町駅連絡通路でのスケートボードの使用につきましては、明らかなマナー違反でありますので、直ちに駅に設置してある防犯カメラで状況を確認し、スケートボード使用禁止の張り紙を設置いたしました。

夜は遅くなればなるほど寝静まり、あたりには静寂が漂います。スケートボードをはじめとするローラーがついているものは必然と走行する度にかかなりの騒音を発生させます。恐怖に感じる方もいらっしゃると思います。

スケートボードは、2020 東京オリンピックの正式種目として採用されたこともあり愛好者も増えているように感じます。南魚沼市では昨年小栗山サンスポーツランドにスケートパークをオープンいたしました。数少ないスケートボードをでき

る場所であり、多くのスケーターが利用し交流の場となっています。

マナー違反を見かけた際には注意するとともに、パークの利用を案内しようと考えています。

今後もパトロールを強化する等、関係機関と連携し安全、安心な駅の利用ができるよう取り組んで参りますのでご理解いただきますようお願いいたします。

(担当：都市計画課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇水道の検針について

### 【ご意見・ご提案など】

水道の検針は5月から11月まで毎月行っているとあるのですがこの検針は隔月(2ヶ月)にならないのでしょうか？

毎月基本料金となると年間で49,080円になります。

隔月(2ヶ月)検針だと私の場合、1ヶ月に約8 m<sup>3</sup>の使用になりますので、2ヶ月で16 m<sup>3</sup>の使用で基本料金2,200円+1,890円で4,090円超過料金で1,446円+1,134円で2,580円2ヶ月で6,670円になり年間で約40,080円になります。

この差額はとても大きいと感じるのですが...

検針を隔月(2ヶ月)か基本料金を0~5 m<sup>3</sup>、5~10 m<sup>3</sup>のように段階を設ける事はできないのでしょうか？

(平成30年6月27日)

### 【お返事】

当市の検針は5月から11月の期間は毎月行っており、冬期間(12月から4月)は積雪のため検針を行っておりません。

現在、水道使用料と下水道使用料の基本料金の合計は、1か月の使用量10立方メートルで4,090円です。基本料金は、年間の経費を基に必要となる1か月分の料金として算出しています。

水道や下水道を安心して使用していただくためには、将来の施設の建替えや維持管理を行うため多額の費用が必要となります。そのため、基本料金を2ヶ月で4,090円にすることは難しい状況です。

また、基本料金を変更せずに隔月(2か月)検針にした場合、一度の請求金額が高額になり使用者の負担感が大きくなります。このため、検針を隔月にすることは、現時点では難しいと考えています。

毎月の使用水量が10立方メートル未満の方が多くことは承知していますが、上下水道を使用できる状態を確保するためには、現在の料金体系でなんとか賄っています。0から5立方メートル、6から10立方メートルと段階的にすることは、

使用量の多い方の負担増となることから難しいと考えています。

今回ご意見いただいた件については、今後も問題意識を持ちつつ、基本水量を含めた料金体系の見直しの検討を進めてまいります。ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

(担当：水道課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658